

紙おむつ類・在宅医療で発生するごみ専用ごみ袋の無料交付

【申請方法】 申請用紙に必要事項を記入してください。

※印鑑、母子手帳や障がい者手帳などの証明書類の提出は不要 ※親族以外でも申請可能

【交付場所】 市役所生活環境課・西支所・加佐分室・中公民館・南公民館・城南会館・大浦会館

・市民交流センター（市場、北浜、荒田、長浜、福来）

・子育てひろばひまわり（行永1792「みんなの家」）

・子育て支援基幹ひろば（中総合会館2階） ※受付時間などは各施設にお問い合わせください。

	紙おむつ類	在宅医療で発生するごみ （点滴・透析バッグなどのプラスチック製のごみ）
交付対象	家庭で紙おむつ類を使用している人	①在宅医療により点滴・栄養剤輸液などのビニールバッグ、ストーマ袋、導尿バッグなどを使用している人 ②在宅医療により腹膜透析バッグを使用している人
交付枚数	1人年間100枚 （1回の申請で50枚）	①1人年間100枚（1回の申請で50枚） ②1人年間200枚（1回の申請で100枚）

※交付対象は市内に住所のある人（年齢制限なし）。

※里帰り出産などで一時的に舞鶴市に滞在される場合や、福祉施設、病院などの事業所から出たものは対象外。

※1年間で交付枚数の上限まで使い切った場合は、家庭用の指定ごみ袋で地域の集積所に出してください。

なお、この場合、清掃事務所へも指定ごみ袋または中身の見える透明・半透明の袋で搬入できますが、搬入受付手数料が必要です。

在宅医療で発生するごみ

◆在宅医療で発生する注射器や針など、感染の危険がある廃棄物は、市で収集・処理できません。かかりつけの医療機関にご相談ください。主な分別は下表のとおりです。不明な場合は生活環境課（☎66-1005）までお問い合わせください。

ストーマ装具（蓄便袋）、 導尿バッグ（蓄尿袋）	可燃ごみ（収集）
腹膜透析バッグ、点滴バッグ、 チューブ類（針のないもの）など	可燃ごみ（収集）
びん、缶類、使い捨てしない機器類	不燃ごみ（収集） 専用コンテナや指定ごみ袋に入らないものは粗大ごみ
注射筒、注入器、注射針	医療機関に依頼

注射器や針などは絶対に集積所へ出さないでください！



高齢者等ごみ出し支援戸別収集

自分で家庭ごみを地域の集積所まで出すことが困難な高齢者や障害のある人を対象に収集業者による戸別収集を実施します。

舞鶴市内に在住している人で、世帯全員が次の（1）～（3）すべての要件を満たしている人が対象となります。

- （1）自分で集積所へのごみ出しができない
- （2）親族などによるごみ出しができない
- （3）介護保険（介護予防、日常生活支援総合事業を含む）、障害福祉サービスにおけるホームヘルプサービスを利用している。

利用料金の目安: **550円（税込）／月**（可燃ごみ4回 不燃ごみ1回／月）
利用にあたっては担当のケアマネジャーや相談支援専門員にご相談ください。



可燃ごみ
不燃ごみ

古紙
拠点回収

清掃
事務所

ペットボトル・
プラスチック
容器包装

その他の
不燃ごみ

リサイクル
プラザ

粗大ごみ

引き取り
出来ないごみ
補助制度

清掃活動支援
手数料の
使い道

舞鶴市
のごみ状況

事業者の
皆様へ

ごみ収集
カレンダー

ごみ分別例
一覧